

目 次

根 拠 法 令	条 項	処 分 名	ページ
河川法 (昭和39年 法律第167号)	第18条	工事原因者に対する工事施工命令	1-1
	第31条第2項	許可工作物の用途廃止に伴う原状回復命令	1-2
	第44条第1項	ダム設置者に対する河川の従前の機能の維持の指示	1-3
	第47条第4項	ダム操作規程の変更の命令	1-4
	第52条	ダム設置者に対する洪水調整のための指示	1-5
	第67条	工事費用の原因者への負担命令	1-6